

令和3年度
徳島県猟友会青年部第3回通常総会
(書面開催)

議決権行使書提出期限

令和3年6月21日(月)必着

議 事

- 第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算について
- 第2号議案 令和3年度事業計画及び収支予算(案)について
- 第3号議案 徳島県猟友会青年部規約の改正について
- 第4号議案 役員の改選について

第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算について

1. 令和2年度事業報告

自 : 令和2年4月1日
至 : 令和3年3月31日

年月日	行 事	開催場所等	適用
R2.6.5	第11回理事会	徳島県猟友会 会議室	
R2.6.27	第2回通常総会	徳島県猟友会 会議室	
R2.6.27	第12回理事会	徳島県猟友会 会議室	
R2.7.9	「令和2年度とくしまハンティングス クール運営等事業委託業務」契約締 結		A
R2.7.11	わな猟初心者講習会	徳島県猟友会 会議室	F
R2.7.12			
R2.8.15			
R2.7.18	第13回理事会 わな猟Youtube動画撮影	徳島県猟友会 会議室	C
R2.8.2	とくしまハンティングスクール知識講習 (法令等)開催	徳島県猟友会 会議室	A
R2.8.6	徳島大学狩猟サークルとのオンライン 座談会	オンライン	C
R2.8.9	わな猟Youtube動画撮影(野外)	佐那河内村	C
R2.8.13	Youtube「徳島県猟友会青年部チャ ネル」開設		C
R2.8.16	とくしまハンティングスクール知識講習 (わな猟, 銃猟)開催	徳島県猟友会 会議室	A
R2.8.22	認定鳥獣捕獲等事業者講習会	アスティ徳島	B
R2.8.23			
R2.8.27	第14回理事会	徳島県猟友会 会議室	
R2.9.27	認定鳥獣捕獲等事業者講習会	徳島県猟友会 会議室	B
R2.10.4			
R2.9.29	第15回理事会	徳島県猟友会 会議室	A
R2.10.28	認定鳥獣捕獲等事業者育成事業打 合せ	佐那河内村	E
R2.11.6			
R2.11.21			

R2.11.22	青年部狩猟スクール(わな猟)開催	佐那河内村	A
R2.11.28	とくしまハンティングスクール技能講習 (銃猟)開催	勝浦町	A
R2.11.29			
R2.12.5	わな猟初心者技術向上講習会	徳島県猟友会 会議室	D
R2.12.12			
R2.12.6	青年部狩猟スクール(巻狩)開催	阿南市加茂谷	A
R2.12.20	とくしまハンティングスクール(わな猟) 開催	牟岐町	A
R2.12.21	第16回理事会	徳島県猟友会 会議室	
R2.12 ~R3.1	指定管理鳥獣捕獲等事業(育成)実施	吉野川市:4日間 阿南市:4日間	E
R3.1.9	わな猟初心者講習会	徳島県猟友会 会議室	F
R3.1.28	第17回理事会	徳島県猟友会 会議室	
R3.2.11	適切な有害鳥獣捕獲の実施のための 従事者講習会(主催:関西広域連合)	徳島県猟友会 会議室	C
R3.3.7	交流会(ジビエ普及活動)	阿南市加茂谷	A
R3.3.14	とくしまハンティングスクール技能講習 (利活用), 修了式開催	阿波市土成町	A
R3.3.19	第18回理事会	徳島県猟友会 会議室	

(適用)

- A : 青年部事業 (ハンティングスクール運営事業)
- B : 青年部事業 (認定鳥獣捕獲等事業者育成事業)
- C : 青年部事業 (自主事業)
- D : (一社) 徳島県猟友会事業 (新人狩猟者技術向上事業) への参加
- E : (一社) 徳島県猟友会事業 (指定管理鳥獣捕獲等事業) への参加
- F : (一社) 徳島県猟友会事業 (自主事業) への参加

2. 令和2年度収支決算

別紙1参照

令和3年度青年部決算

別紙 1

収入 2,973,506
 支出 2,856,521
 繰越金額 116,985

自 令和2年4月1日

収入の部

至 令和3年3月31日

科目	内容	令和2年度 決算額	令和2年度 予算	差額	備考
会費収入	青年部会費	84,000	100,000	△ 16,000	会費 1,000円
	計 (a)	84,000	100,000	△ 16,000	
補助金収入	県猟補助金	945,000	500,000	445,000	県猟から青年部活動への補助金 (大日本猟友会担い手助成金)
	計 (b)	945,000	500,000	445,000	
受託事業収入	県委託事業費	1,811,200	5,989,000	△ 4,177,800	ハンティングスクール等運営事業
	雑収入	0	7,698	△ 7,698	
	計 (c)	1,811,200	5,996,698	△ 4,185,498	
雑収益	(d)	4	0	4	利息
前年度繰越金	(e)	133,302	133,302	0	
	合計 (f=a+b+c+d+e)	2,973,506	6,730,000	△ 3,756,494	

支出の部

科目	内容	令和2年度 決算額	令和2年度 予算	差額	備考
県委託事業	人件費	818,750	2,700,000	△ 1,881,250	役員日当、諸謝金等
	旅費等	321,164	600,000	△ 278,836	役員旅費等
	消耗品費・その他	511,181	1,630,000	△ 1,118,819	わな・ジビエ料理材料費, 印刷費, 謝金等
	小計 (ア)	1,651,095	4,930,000	△ 3,278,905	
自主事業費	人件費	761,250	400,000	361,250	役員日当、諸謝金等
	旅費等	363,104	400,000	△ 36,896	役員旅費等
	消耗品費・その他	81,072	200,000	△ 118,928	ホームページの充実, 維持管理等
	小計(イ)	1,205,426	1,000,000	205,426	
	経費合計 (ウ)=(ア)+(イ)	2,856,521	5,930,000	△ 3,073,479	
	諸経費 (エ)	0	800,000	△ 800,000	
	事業経費合計 (オ)=(ウ)+(エ)	2,856,521	6,730,000	△ 3,873,479	

第2号議案 令和3年度事業計画及び収支予算（案）について

1. 令和3年度事業計画

自：令和3年4月1日
至：令和4年3月31日

番号	実施時期	行 事	備 考
①		第3回通常総会	
②	猟期前	射撃大会	青年部事業
③	猟期前	ククリワナ製作講習会	青年部事業
④	適宜	ホームページ, Youtube徳島県猟友会青年部チャンネルの充実強化	青年部事業
⑤	R2.7～R3.3	とくしまハンティングスクール開講事業	青年部事業 (県委託)
⑥	猟期中	狩猟スクール(わな猟, 銃猟)	青年部事業 (県委託)
⑦	調整中	狩猟疑似体験ツアーの開催	青年部事業 (県委託)
⑧	R3.3	交流会(ジビエ普及活動)	青年部事業 (県委託)
⑨		新人狩猟者技術向上事業	県猟事業への参加
⑩		認定鳥獣捕獲等事業者育成事業	県猟事業への参加

(その他)

- ・ジビエ普及活動等については、大学などとのコラボを検討する。
- ・⑥、⑦は、同時にまとめて開催することを検討する。
- ・県猟友会が開催する初心者講習会等にも講師として参加する。
- ・⑩は実施そのものの可否を再検討する。

2. 令和3年度収支予算（案）

別紙2参照

令和3年度青年部予算(案)

収入	4,520,000
支出	4,520,000

別紙 2

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

収入の部

科目	内容	令和3年度 予算額	令和2年度 予算	差額	備考
会費収入	青年部会費	100,000	100,000	0	会員 100名
	計 (a)	100,000	100,000	0	
補助金収入	県猟補助金	500,000	500,000	0	県猟から青年部活動への補助金
	計 (b)	500,000	500,000	0	
受託事業収入	県委託事業費	3,800,000	5,989,000	△ 2,189,000	ハンティングスクール等運営事業
	雑収入	3,015	7,698	△ 4,683	
	計 (c)	3,803,015	5,996,698	△ 2,193,683	
前年度繰越金		116,985	133,302	△ 16,317	
	合 計 (d=a+b+c)	4,520,000	6,730,000	△ 2,210,000	

支出の部

科目	内容	令和3年度 予算額	令和2年度 予算	差額	備考
県委託事業	人件費	2,000,000	2,700,000	△ 700,000	
	旅費等	800,000	600,000	200,000	
	消耗品費・その他	1,000,000	1,630,000	△ 630,000	
	小計 (ア)	3,800,000	4,930,000	△ 1,130,000	
自主事業費	人件費	300,000	400,000	△ 100,000	総会費
	旅費費	300,000	400,000	△ 100,000	射撃大会, ワナ製作講習等
	消耗品費・その他	100,000	200,000	△ 100,000	ホームページ等維持管理
	小計(イ)	700,000	1,000,000	△ 300,000	
	経費合計 (ウ)=(ア)+(イ)	4,500,000	5,930,000	△ 1,430,000	
	予備費 (エ)	20,000	800,000	△ 780,000	
	事業経費合計 (オ)=(ウ)+(エ)	4,520,000	6,730,000	△ 2,210,000	

第3号議案 徳島県猟友会青年部規約の改正について

別紙3参照

第4号議案 役員の改選について

別紙4参照

第1章 総 則

第1条 名称及び事務所

本会は、徳島県猟友会青年部と称し、事務所は、徳島県猟友会に置く。

第2条 目的

本会は、鳥獣保護増殖及び適正な狩猟の普及と会員相互の親睦を図る、とともに、新規狩猟者の獲得を目指し、もって自然環境づくりと公共の福祉に寄与することを目的とする。

第3条 業務

本会は前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 鳥獣の保護増殖
- (2) 狩猟及び鳥獣に関する調査研究
- (3) 新規狩猟者の獲得及び案内
- (4) 若手狩猟者とベテラン狩猟者との交流の醸成
- (5) 狩猟に関する講習、講話会の開催
- (6) その他、本会の目的達成に必要なと認められた事項

第2章 会 員

第4条 会員(会員の資格の取得)

青年部の会員は原則として、徳島県猟友会の会員であって、新規狩猟者免許所持者を含む55歳までの**狩猟免許所持者**で次のいずれかに該当するものとする。

但し、女性の場合、年齢は問わない。

- (1) 狩猟免許を受けて青年部の定める会費を納めたもの
- (2) 過去に狩猟免許を受け、青年部の定める会費を納めたもの
- (3) その他、理事会において推薦、承認したもの

~~第5条 入会(削除)~~

~~青年部への入会は、**狩猟免許を受け青年部の定める会費を納めたもの及び、理事会において推薦、承認したものとする。**~~

第6条 脱会(退会)

会員は次の事由によって退会する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき
- (3) 解散
- 2 会員は前項の規定によるほか、**30日前までに**部長に申し出て、本会を退会することができる。

第7条 除名

この規約に違反し又は本会の名誉を棄損した会員は総会の議決を経て除名することができる。

第8条 会員の資格の喪失

会員は、第6条、第7条の場合の他、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条の会費の納入を2年以上滞納したとき
- (2) 全会員の同意があつたとき

第3章 役 員

第9条 種別

本会に次の役員を置くことができる。

- 部長 1名、**副部長 2名、理事 5名以内、監事 2名、事務局 2名以内**とする。
- 部長、副部長は理事の互選とし、総会の承認を得るものとする。
- 理事の選任は地域性および会員数を勘案し、会員の中より、総会において選任するものとする。
- 監事は会員の中より総会において選任するものとする。
- 役員に欠員があるときは、総会の承認を得て補充することができるものとする。

第10条 職務

部長は本会を代表し、総会及び理事会の決議に従って会務を総理遂行するものとする。

- 2 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行し欠員の時はその職務を行う。
- 3 監事は財産の状況及び業務執行の状況を監査する。

第11条 任期

役員は任期は**2**年とする。ただし、再選は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員は前任者の残任期間とし、第9条第5項により補完した役員は任期はその際在任中の役員は任期とする。
- 3 役員は任期満了の場合においても後任者の就任するまで、引き続きその職務を行わなければならない。

第12条 顧問

本会は顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦によって、部長が委嘱する。
- 3 顧問は重要な会務に関して部長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第4章 会 議

第13条 会議の種類

- 本会の会議を分けて総会及び理事会とす。
2 会議の議長は部長が当たるものとする。

第14条 総会の開催及び議決

- 総会には出席者をもってこれを開催することができる。
2 総会の議決は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3 総会の議決事項
(1) 事業計画及び収支予算並びに決算の承認
(2) 規約
(3) 理事の選任及び解任
(4) 会員の除名
(5) 解散
(6) その他理事会において必要と認めた事項
4 通常総会は、毎年4月1日から6月30日までの間に開催するものとする。ただし、部長が必要と認めるときはいつでも臨時総会を開催することができる。
5 災害等により前項の期間に通常総会を開催できないときは、会員に書面を送付し意見を徴することにより通常総会開催に代えることができるものとする。

第15条 理事会の開催及び議決

- 理事会は理事の1/2以上が出席しなければこれを開くことができない。
2 理事会の議事は出席した理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは部長の決するところによる。
3 理事会の議決事項
(1) 総会の招集及び総会に付議するべき事項
(2) 重要会務の方針に関する事項
(3) 会費の額
(4) その他理事が認めた事項
4 災害等により長期にわたり理事会の開催ができないときは、部長と副部長の合議により議事を決することができるものとする。

第16条 各会の招集

- 総会及び理事会は部長がこれを招集する。
会員の1/3以上の者が総会の開催を求めるときは、部長はその要求によりいつでも臨時総会を招集しなければならない。
理事会は部長が必要と認めた場合、理事を招集する。

第17条 会員の議決権

会員はそれぞれ1個の議決権を有する。

- 2 会員は予め通知のあった事由につき代理人をもって議決権を行使することができる。
- 3 前項の代理人はその代理権を証する書面を表決前に提出しなければならない。
- 4 代理人が代表する会員数は1名までとする。
- 5 代理人は本会の会員とする。

第18条 議事録

- 総会の議事録は議長がこれを作成し、議長及び出席した会員のうち総会で選任された2名がこれに署名するものとする。
2 前項の議事録は次の事項を記載しなければならない。
(1) 開会の日時
(2) 会員の現在数及び出席者数
(3) 議決事項
(4) 議事の経過要領
(5) 議案別の議決の結果
3 理事会の議事録については総会のそれに準ずる。

第5章 会 計

第19条 資産

本会の経費は、次の収入によつてあてる。

- 1 会費
- 2 交付金及び補助金
- 3 寄付金等
- 4 その他雑収入

第20条 会費の納入

会員は、~~毎年度4月の案内の際同封する、振込用紙総会の開催通知に記載する方~~法、~~その他理事会により決定した方法~~により、会費を納入しなければならない。また、その会費の額は、理事会において決定する。

第21条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

第22条 職員の設置

- 本会の運営の為職員を若干名置くことができる。
2 部長が会計事務責任者とする。
3 職員の任免は部長がこれを行う。

第23条 諸給与

本会の役員はすべて無給とする。ただし、部長がこれを認めるときは手当を支給することができる。

2 旅費支給は最低実費を部長がこれを支給することができる。

附 則 施行日 令和元年5月18日(青年部設立総会)より施行する。

附 則 この規約は、令和2年6月27日より施行する。

附 則 この規約は、令和 年 月 日より施行する。

徳島県猟友会青年部 役員体制 (案)

役職名	氏名	所属	前職
部長	田村和也	阿南	理事
副部長	家形智史	牟岐	理事
副部長	松永 茂	鳴門	理事
理事	大本一成	西祖谷	理事
理事	大西駿吾	阿南	新規
理事	稲富大介	中板	新規
理事			
理事			
監事	久保公志	西祖谷	副部長
監事	中川陽一	鳴門	新規
事務局	森 千種	神山	新規
事務局			

※理事 2 名, 事務局 1 名欠員